

| 新 | | 旧 | |
|--|---|--|---|
| 施策Ⅰ－１－（１） 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | | 施策Ⅰ－１－（１） 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | |
| 達成目標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること | 達成目標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）等 | 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）等 |
| 測定指標（目標値・達成時期） | — （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 | 測定指標（目標値・達成時期） | — （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 |
| 参考指標 | ・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・公的資金の返済額 ※ 施策Ⅲ－２－（２）における各指標について、必要に応じて参照する。 | 参考指標 | ・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・公的資金の返済額 ※ 施策Ⅲ－２－（２）における各指標について、必要に応じて参照する。 |
| 【平成 23 年度主な事務事業】 | | 【平成 23 年度主な事務事業】 | |
| 事務事業 | 実施内容 | 事務事業 | 実施内容 |
| ①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 | ・グローバルな株式、為替、債券、クレジット、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システムの安定の確保、金融・資本市場の的確な動向把握の観点から、引き続き、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、短期金融市場、社債・CP 市場等の情勢の把握に注力していく。 また、集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。 | ①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 | ・グローバルな株式、為替、債券、クレジット、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システムの安定の確保、金融・資本市場の的確な動向把握の観点から、引き続き、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、短期金融市場、社債・CP 市場等の情勢の把握に注力していく。 また、集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。 |
| ②効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングに努める。 特に、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。 ・金融機関によるストレステストの活用についても、パーゼ | ②効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングに努める。 特に、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。 ・金融機関によるストレステストの活用についても、パーゼ |

| | | | |
|-------------------------|---|-------------------------|---|
| | <p>銀行監督委員会における検討の状況を踏まえつつ、一層の精緻化・明確化を図るよう促していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項を可能な限り明確化する。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。 | | <p>銀行監督委員会における検討の状況を踏まえつつ、一層の精緻化・明確化を図るよう促していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項を可能な限り明確化する。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。 |
| ③グローバルに活動している金融機関に対する監督 | <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルに活動している金融機関に関し、20年4月のFSF報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。 ・昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際的に活動する金融機関に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を22年3月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。 | ③グローバルに活動している金融機関に対する監督 | <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルに活動している金融機関に関し、20年4月のFSF報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。 ・昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際的に活動する金融機関に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を22年3月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。 |
| ④証券会社等の連結規制・監督 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な証券会社の、グループ内会社の問題等に起因する突然の破綻により、広範な投資家や金融システム全体への悪影響が及ぶ懸念を回避するため、22年5月に改正された金融商品取引法等に基づいて、証券会社の連結規制・監督を適切に行う。 ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、22年5月に改正された保険業法を踏まえ、24年3月期からの実施に向けて、保険会社等の連結財務健全性基準の具体的な算出方法等の整備を行う。 | ④証券会社等の連結規制・監督 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な証券会社の、グループ内会社の問題等に起因する突然の破綻により、広範な投資家や金融システム全体への悪影響が及ぶ懸念を回避するため、22年5月に改正された金融商品取引法等に基づいて、証券会社の連結規制・監督を適切に行う。 ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、22年5月に改正された保険業法を踏まえ、24年3月期からの実施に向けて、保険会社等の連結財務健全性基準の具体的な算出方法等の整備を行う。 |
| ⑤金融機関のリスク管理の高度化 | <ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関が、国際的な動向や自らのビジネスを取り巻く環境の変化を展望した上で、適切なリスク管理の遂行を行っているかという観点の踏まえ、総合的なリスク管理態勢の整備状況等について検査・監督を通じ検証する。 ・パーゼルⅡにおいては、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、引き続き承認申請に対し適切な審査を行う。 | ⑤金融機関のリスク管理の高度化 | <ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関が、国際的な動向や自らのビジネスを取り巻く環境の変化を展望した上で、適切なリスク管理の遂行を行っているかという観点の踏まえ、総合的なリスク管理態勢の整備状況等について検査・監督を通じ検証する。 ・パーゼルⅡにおいては、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、引き続き承認申請に対し適切な審査を行う。 |
| ⑥中小企業金融円滑化法の適切な運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融円滑化法等に基づく貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行うとともに、条件変更後の継続的なモニタリング、経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生支援といった金融機関のコンサルティング機能が一層定着するよう、モニタリングを行う。 ・また、今般の東日本大震災の発生以降、金融機関に対し、被災した中小企業や住宅ローン借入者からの貸付条件の変 | ⑥中小企業金融円滑化法の適切な運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融円滑化法等に基づく貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行うとともに、条件変更後の継続的なモニタリング、経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生支援といった金融機関のコンサルティング機能が一層定着するよう、モニタリングを行う。 （新設） |

| | |
|-----------------|--|
| | 更等の申込みについて、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を行うよう繰り返し要請を行った。さらに、貸付条件の変更等に、より注力出来るよう、被災地域にある金融機関における開示報告義務の弾力化も行った。今後とも、金融機関において、被災者に対し、貸付条件の変更等にできる限り積極的に対応するよう指導していく。 |
| ⑦金融機能強化法の適切な運用等 | <ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法の活用の検討促進を図る。 金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 国の資本参加を実施した金融機関に対しては、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 <p>・なお、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の申請期限を5年間延長するとともに、震災の特例を設けるなど金融機能強化法を改正した。</p> |
| ⑧早期健全化法の適切な運用 | <ul style="list-style-type: none"> 早期健全化法に基づく資本増強行について、経営健全化計画の履行を確保する観点から、計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。 |

施策Ⅱ-2-(1)

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

| | |
|----------------|---|
| 達成目標 | 市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>市場監視を適正に行うことにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に寄与するものと考ええる。</p> <p>このため、機動性・戦略性の高い市場監視の実現や市場規律の強化に向けた働きかけのほか、市場のグローバル化への対応を基本的な考え方として、業務運営に取り組んでいく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第194条の7第2項及び第3項、第210条等 消費者基本計画（平成22年3月30日） 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日） |

| | |
|-----------------|--|
| | |
| ⑦金融機能強化法の適切な運用等 | <ul style="list-style-type: none"> 改正金融機能強化法の活用の検討促進を図る。 改正金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 国の資本参加を実施した金融機関に対しては、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 <p>（新設）</p> |
| ⑧早期健全化法の適切な運用 | <ul style="list-style-type: none"> 早期健全化法に基づく資本増強行について、経営健全化計画の履行を確保する観点から、計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。 |

施策Ⅱ-2-(1)

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

| | |
|----------------|---|
| 達成目標 | 市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>市場監視を適正に行うことにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に寄与するものと考ええる。</p> <p>このため、機動性・戦略性の高い市場監視の実現や市場規律の強化に向けた働きかけのほか、市場のグローバル化への対応を基本的な考え方として、業務運営に取り組んでいく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第194条の7第2項及び第3項、第210条等 消費者基本計画（平成22年3月30日） 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日） |

| | |
|--------------------|---|
| 測定指標 (目標値・達成時期) | — (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報受付状況<内容・件数> ・ 取引審査実施状況<内容・件数> ・ 証券検査実施状況<内容・件数> ・ 証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数> ・ 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て状況<内容・件数> ・ 課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（MOU）への署名当局<件数> ・ 建議の実施状況<内容・件数> ・ 市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・ 各種広報媒体への寄稿<内容・件数> |

| | |
|--------------------|---|
| 測定指標 (目標値・達成時期) | — (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報受付状況<内容・件数> ・ 取引審査実施状況<内容・件数> ・ 証券検査実施状況<内容・件数> ・ 証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数> ・ 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て状況<内容・件数> ・ 課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・ 課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（MOU）への署名当局<件数> ・ 建議の実施状況<内容・件数> ・ 市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・ 各種広報媒体への寄稿<内容・件数> |

【平成23年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---------------------------|---|
| ①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・ 幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。 ・ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と連携し、不公正取引の監視を実施していく。また、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外当局への職員派遣の推進等、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化に取り組む。 ・ 災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処するなど、市場の厳格な監視を行う。 |
| ②市場規律の強化に向けた取組み | <ul style="list-style-type: none"> 以下の取組みを進めつつ、市場規律の強化に向けた情報発信や市場監視の連携を進めていく。 ・ 自主規制機関や市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体等に対し、意見交換会の実施や講演会への講師派遣のほか、当該団体等の機関紙への寄稿等を通じ、当委員会の問題意識の共有や情報提供を行う。 ・ 勧告・告発事案等の当委員会の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、市場や社会一般に関わる問題点やその特色についても、ホームページやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。 |

【平成23年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---------------------------|--|
| ①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・ 幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。 ・ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と連携し、不公正取引の監視を実施していく。また、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外当局への職員派遣の推進等、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化に取り組む。 （新設） |
| ②市場規律の強化に向けた取組み | <ul style="list-style-type: none"> 以下の取組みを進めつつ、市場規律の強化に向けた情報発信や市場監視の連携を進めていく。 ・ 自主規制機関や市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体等に対し、意見交換会の実施や講演会への講師派遣のほか、当該団体等の機関紙への寄稿等を通じ、当委員会の問題意識の共有や情報提供を行う。 ・ 勧告・告発事案等の当委員会の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、市場や社会一般に関わる問題点やその特色についても、ホームページやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------------------|--|---------------------------------------|--|
| <p>③金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p> | <p>金融商品取引業者等に対しては、年度当初に公表する証券検査基本方針及び基本計画に基づき、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、必要に応じ金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、検査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督部局等との連携の下、金融商品取引業者等に関する幅広い情報の収集及び共有に努めるほか、検査対象先の拡大を踏まえた効率的で実効性ある検査を実施するため、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組む。 ・効果的な検査実施の観点から、個別の法令等違反行為の有無の検証については、その発生原因となった内部管理態勢との関わりを分析し、当該業者の管理態勢に内在する問題点の検証に繋げる。 ・グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していく。 ・新たに検査対象となった信用格付業者について、適切に検査を実施していく。 ・悪質な金融商品取引業者等について情報を入手した場合は、迅速に検査を実施するなど厳正に対処するとともに、無登録業者等については、金融商品取引法第 187 条に基づく調査を実施し、必要に応じて同法第 192 条の申立てを行う。 | <p>③金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p> | <p>金融商品取引業者等に対しては、年度当初に公表する証券検査基本方針及び基本計画に基づき、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、必要に応じ金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、検査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督部局等との連携の下、金融商品取引業者等に関する幅広い情報の収集及び共有に努めるほか、検査対象先の拡大を踏まえた効率的で実効性ある検査を実施するため、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組む。 ・効果的な検査実施の観点から、個別の法令等違反行為の有無の検証については、その発生原因となった内部管理態勢との関わりを分析し、当該業者の管理態勢に内在する問題点の検証に繋げる。 ・グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していく。 ・新たに検査対象となった信用格付業者について、適切に検査を実施していく。 ・悪質な金融商品取引業者等について情報を入手した場合は、迅速に検査を実施するなど厳正に対処するとともに、無登録業者等については、金融商品取引法第 187 条に基づく調査を実施し、必要に応じて同法第 192 条の申立てを行う。 |
| <p>④不正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施</p> | <p>不正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、課徴金調査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TOB等に関連するインサイダー取引及び第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加など、不正取引の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の開発・工夫に努める。 ・株価操縦等の違法行為についても、その傾向の変化に適切に対応していく。 ・不正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけに努める。 | <p>④不正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施</p> | <p>不正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、課徴金調査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TOB等に関連するインサイダー取引及び第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加など、不正取引の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の開発・工夫に努める。 ・株価操縦等の違法行為についても、その傾向の変化に適切に対応していく。 ・不正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけに努める。 |
| <p>⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> | <p>有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、開示検査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下においても、端緒の把握や開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。 ・自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。 ・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。 | <p>⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> | <p>有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、開示検査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下においても、端緒の把握や開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。 ・自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。 ・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。 |

| | |
|-------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金融商品取引法第 192 条）の活用も含め、適切に対応する。 |
| ⑥犯則事件に対する厳正な調査の実施 | <p>以下の取組みを進めつつ、金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対する徹底摘発のため、犯則調査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む悪質な事案について、積極的に取り組み、必要に応じて警察当局とも連携し、厳正に対処する。 ・証券取引の高度化及びインターネット取引化の進展に伴い、例えば、株券等発注状況を秒単位で再現・解析する独自開発システムの活用を図るほか、電子機器及び電磁的記録に対する解析等が犯罪立証に必要不可欠であることを踏まえ、専門的知識を有する人員の配置、所要のデジタルフォレンジック用機材の更なる環境整備の強化、専門的技術・知識の共有化を行っていく。 |

| | |
|-------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金融商品取引法第 192 条）の活用も含め、適切に対応する。 |
| ⑥犯則事件に対する厳正な調査の実施 | <p>以下の取組みを進めつつ、金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対する徹底摘発のため、犯則調査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む悪質な事案について、積極的に取り組み、必要に応じて警察当局とも連携し、厳正に対処する。 ・証券取引の高度化及びインターネット取引化の進展に伴い、例えば、株券等発注状況を秒単位で再現・解析する独自開発システムの活用を図るほか、電子機器及び電磁的記録に対する解析等が犯罪立証に必要不可欠であることを踏まえ、専門的知識を有する人員の配置、所要のデジタルフォレンジック用機材の更なる環境整備の強化、専門的技術・知識の共有化を行っていく。 |

**施策Ⅱ－２－（３）
市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着**

| | |
|----------------|---|
| 達成目標 | 金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進するとともに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方について、制度等の定着状況を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成 21 年 6 月 30 日） ・G20 サミット首脳声明（21 年 9 月 24 日、25 日） ・大臣談話「IFRS 適用に関する検討について」（23 年 6 月 21 日）等 |
| 測定指標（目標値・達成時期） | <p>（注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会等における議論の展開状況 等 |

**施策Ⅱ－２－（３）
市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着**

| | |
|----------------|---|
| 達成目標 | 金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進するとともに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方について、新たに導入した制度等の定着状況を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成 21 年 6 月 30 日） ・G20 サミット首脳声明（平成 21 年 9 月 24 日、25 日） 等 （新設） |
| 測定指標（目標値・達成時期） | <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況＜ASBJプロジェクト計画表の進捗度＞（目標値・達成時期は、同計画表に掲げた取組み内容を参照する。） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 等 |

【平成23年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------------|---|
| ①国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 | <p>・金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。</p> <p>金融庁は、国際的に質の高い会計基準の設定に適切に対応するため、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していく。</p> <p>また、わが国におけるIFRSの適用に関しては、21年6月30日に企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が示されたが、その後国内外で様々な状況変化が生じている。こうした「中間報告」以降の変化や22年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえ、23年6月より、様々な立場からの委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において、わが国におけるIFRSの適用に関する議論を開始している。</p> <p>この議論においては、会計基準が国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な議論が展開されるよう努める。</p> |
| ②上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討 | <p>上場企業等のコーポレート・ガバナンスに係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。</p> |

【平成23年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------------|---|
| ①国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 | <p>・金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。</p> <p>こうした中、企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際的な会計基準設定主体とともに、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や会計基準の国際的なコンバージェンスを進めている。このため、金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与する。</p> <p>・平成21年6月30日に企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を踏まえ、連結財務諸表規則等を改正し、国際的な財務・事業活動を行う上場企業の22年3月期以後の連結財務諸表にIFRSの任意適用を認めたところである。</p> <p>また、上場会社については、中間報告において会計基準のコンバージェンスを確実に進めるための実務上の工夫として、連結財務諸表の改正が単体財務諸表の改正に先行することがあり得るという「連結先行」の考え方が示された。さらに、上場会社については、22年8月3日の企業会計審議会総会において、会計基準のコンバージェンスを進めていく際の連結財務諸表と単体財務諸表の関係については、連結先行のアプローチをとる場合の連結と単体のズレの期間や幅は、税・会社法を含む経営や内外の会計を巡る諸状況により大きく異なり得ることなどが確認されたところである。</p> <p>こうした対応に加え、IFRSに基づく連結財務諸表（21年12月公表）及び四半期連結財務諸表（22年4月公表）の開示例の更新や、民間関係者との必要な協力を進めつつ、IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。</p> <p>・非上場企業に適用される会計基準のあり方についても、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」により、会社法上の大会社以外の会社について「中小企業の会計に関する指針」とは別に、新たな会計指針を作成することなどを内容とする報告書が取りまとめられた。</p> <p>このことにより、非上場会社の実態を踏まえた実用的で高品質な会計基準の検討が進められるように引き続き促していく。</p> |
| ②上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討 | <p>平成22年度に新たに導入した上場企業等のコーポレート・ガバナンスに係る法令（開示ルール等）や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。</p> |

施策Ⅲ－２－（２）

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | <p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること</p> <p>②地域密着型金融の推進が図られること</p> |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は、東日本大震災の影響もあり、依然厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待される。特に、金融機関が、コンサルティング機能（経営相談・指導等、事業再生等）を十分に発揮することで、中小企業者の経営改善が着実に図られ、中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につながる、という流れを定着させる必要がある。</p> <p>地域金融機関は、地域金融の中心的な担い手として、中小企業に対する金融の円滑化、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】中小企業金融円滑化法を延長するための改正法案（平成23年1月25日閣議決定・国会提出）、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成23年1月24日閣議決定）、中小企業金融円滑化法の期限の延長等について（平成22年12月14日）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日）、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）、経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）等</p> |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸出態度判断D. I.（前年同期に比べプラス判断・24年3月） ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） <p>②地域密着型金融の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度に比べ上昇・23年度末） ※ 金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> 法人向け規模別貸出残高（日本銀行「貸出先別貸出金」） 業況判断D. I.、資金繰り判断D. I.（日銀短観） 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） 金融円滑化に関する検査実施件数 金融検査指摘事例集「金融円滑化編」の公表実績 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 <p>※ 施策Ⅰ－１－（１）における各指標について、必要に応じて参照する。</p> |

施策Ⅲ－２－（２）

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | <p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること</p> <p>②地域密着型金融の推進が図られること</p> |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は、改善しつつあるものの、依然厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待される。特に、金融機関が、コンサルティング機能（経営相談・指導等、事業再生等）を十分に発揮することで、中小企業者の経営改善が着実に図られ、中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につながる、という流れを定着させる必要がある。</p> <p>地域金融機関は、地域金融の中心的な担い手として、中小企業に対する金融の円滑化、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】中小企業金融円滑化法を延長するための改正法案（平成23年1月25日閣議決定・国会提出）、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成23年1月24日閣議決定）、中小企業金融円滑化法の期限の延長等について（平成22年12月14日）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日）、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）、経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）等</p> |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸出態度判断D. I.（前年同期に比べプラス判断・24年3月） ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） <p>②地域密着型金融の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度に比べ上昇・23年度末） ※ 金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> 法人向け規模別貸出残高（日本銀行「貸出先別貸出金」） 業況判断D. I.、資金繰り判断D. I.（日銀短観） 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） 金融円滑化に関する検査実施件数 金融検査指摘事例集「金融円滑化編」の公表実績 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 <p>※ 施策Ⅰ－１－（１）における各指標について、必要に応じて参照する。</p> |

【平成23年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------|---|
| ①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 | <p>23年3月末、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長し、24年3月末までとするとともに、運用面の改善として、①金融機関によるコンサルティング機能の発揮を促すための監督指針の策定、②開示・報告様式の大幅な簡素化を図るための内閣府令等の改正を行った。また、東日本大震災の発生以降、金融機関に対し、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた対応を行うよう繰り返し要請を行うとともに、貸付条件の変更等に、より注力出来るよう、被災地域等にある金融機関における開示報告義務の弾力化も行った。</p> <p>引き続き、中小企業金融円滑化法の枠組みの下で、東日本大震災の影響を直接・間接に受けている中小企業等の実情も踏まえつつ、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件変更後の継続的なモニタリング、経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生等に対し、金融機関が積極的に取り組むよう、金融機関の果たすべき役割を具体化した監督指針を踏まえ、金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮を促す観点から、金融機関による経営再建計画の策定見込みの判断、経営再建計画の策定・実施状況等について、検査・監督で重点的に検証する。 ・23年9月頃までに、中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査を一巡させる。その後は、金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施する。 ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努めるほか、金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を全国で開催するとともに、中小企業金融円滑化法の延長等について、必要な広報等を通じた周知徹底を図る。 ・東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、適切な金融仲介機能を発揮することができるような環境整備に、引き続き取り組む。 |
| ②地域密着型金融の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。 <p>このような地域金融機関の自主的な取組を一層促進するため、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月公表)を踏まえて改正する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップを行うとともに、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）について充実を図る。</p> |

【平成23年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------|--|
| ①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 | <p>22年12月、中小企業金融円滑化法の期限を24年3月末まで1年間延長するとともに、同法に基づく開示・報告に係る事務負担の軽減や金融機関のコンサルティング機能がこれまで以上に発揮されるよう促すための検査・監督における対応を行う旨を決定・公表した(23年1月、法案国会提出)。</p> <p>これを踏まえ、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が条件変更後の継続的なモニタリング、経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生等に積極的に取り組むよう、果たすべき役割を具体化する方向で改正する監督指針を踏まえ、金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮を促す観点から、金融機関による経営再建計画の策定見込みの判断、経営再建計画の策定・実施状況等について、検査・監督で重点的に検証する。 ・23年9月頃までに、中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査を一巡させる。その後は、金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施する。 ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努めるほか、金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を全国で開催するとともに、中小企業金融円滑化法の延長等について、必要な広報等を通じた周知徹底を図る。 <p>(新設)</p> |
| ②地域密着型金融の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。 <p>このような地域金融機関の自主的な取組を一層促進するため、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月公表)を踏まえて改正する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップを行うとともに、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）について充実を図る。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | |
| ③金融機能強化法の適切な運用等 (再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法の活用の検討促進を図る。 ・金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 <p>・なお、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の申請期限を5年間延長するとともに、震災の特例を設けるなど金融機能強化法を改正した。</p> |

施策Ⅲ－３－(1)
金融行政の透明性・予測可能性の向上

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日） |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・法令外国語訳の公表数（前年度より増加、23年度末） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・実施した行政処分の公表実績<内容・件数> ・金融検査指摘事例集の公表実績 ・監督指針等の改正実績及び検査マニュアル等の改定実績 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・和英両文による報道発表等件数 ・法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数 |

| | |
|-------------------------|---|
| | |
| ③金融機能強化法の適切な運用等 (再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・改正金融機能強化法の活用の検討促進を図る。 ・改正金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 <p>(新設)</p> |

施策Ⅲ－３－(1)
金融行政の透明性・予測可能性の向上

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日） |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・法令外国語訳の公表数（前年度より増加、23年度末） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・実施した行政処分の公表実績<内容・件数> ・金融検査指摘事例集の公表実績 ・監督指針等の改正実績及び検査マニュアル等の改定実績 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・和英両文による報道発表等件数 ・法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数 |

【平成23年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------|--|
| ①検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査・監督上の着眼点、重点項目を明確化すべく、検査マニュアルや監督指針等の整備を進める。 ・また、今回の東日本大震災の影響により、金融機関による債務者の実態把握が困難な場合等を踏まえ、金融検査マニュアル・監督指針の特例措置を定めた。今後も、東日本大震災の被害の実態等を踏まえ、検査マニュアルの運用明確化等、適切かつ迅速に対応していく。 |
| ②行政処分についての透明性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ速やかに公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。 |
| ③検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を作成・公表する。 |
| ④ノーアクションレター制度等の適切な運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。 |
| ⑤金融機関等との対話の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、金融機関等とのヒアリングや意見交換会等を利用した対話の一層の充実に努める。 |
| ⑥法令外国語訳の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制・監督の透明性・予測可能性の向上の観点から、引き続き、金融庁所管のニーズの高い法令の外国語訳を行い、金融庁ウェブサイトにおいて公表を行う。 |
| ⑦金融行政に関する広報の充実（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。 ・金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。 ・海外向け情報発信の充実・強化を図るため、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。 |
| ⑧金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。 |

【平成23年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------|--|
| ①検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査・監督上の着眼点、重点項目を明確化すべく、検査マニュアルや監督指針等の整備を進める。 （新設） |
| ②行政処分についての透明性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ速やかに公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。 |
| ③検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を作成・公表する。 |
| ④ノーアクションレター制度等の適切な運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。 |
| ⑤金融機関等との対話の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、金融機関等とのヒアリングや意見交換会等を利用した対話の一層の充実に努める。 |
| ⑥法令外国語訳の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制・監督の透明性・予測可能性の向上の観点から、引き続き、金融庁所管のニーズの高い法令の外国語訳を行い、金融庁ウェブサイトにおいて公表を行う。 |
| ⑦金融行政に関する広報の充実（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。 ・金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。 ・海外向け情報発信の充実・強化を図るため、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。 |
| ⑧金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。 |